

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月26日
【中間会計期間】	第39期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ロプロ
【英訳名】	LOPRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 龍一
【本店の所在の場所】	京都市下京区七条御所ノ内中町60番地
【電話番号】	075(321)6161（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務・IR本部長 吉田 朋春
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区七条御所ノ内中町60番地
【電話番号】	075(321)6161（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務・IR本部長 吉田 朋春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社ロプロ東京支店 （東京都港区虎ノ門二丁目3番22号） 株式会社ロプロ大阪支店 （大阪市中央区淡路町一丁目6番9号） 株式会社ロプロ大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地2） 株式会社ロプロ千葉支店 （千葉市中央区中央三丁目10番4号） 株式会社ロプロ横浜支店 （横浜市西区北幸二丁目4番3号） 株式会社ロプロ名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目15番27号） 株式会社ロプロ神戸支店 （神戸市中央区京町72番地）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期中	第38期中	第39期中	第37期	第38期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
営業収益（百万円）	12,357	—	8,518	25,573	—
経常損失（百万円）	13,146	—	6,012	12,415	—
中間（当期）純損失（百万円）	24,139	—	5,642	23,456	—
純資産額（百万円）	83,788	—	54,829	84,493	—
総資産額（百万円）	220,767	—	148,085	211,385	—
1株当たり純資産額（円）	762.47	—	498.95	768.89	—
1株当たり中間（当期）純損失（円）	217.07	—	51.34	212.18	—
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	38.0	—	37.0	40.0	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△5,691	—	5,649	△15,427	—
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△856	—	△362	△187	—
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	9,389	—	△11,330	5,924	—
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	48,505	—	12,227	35,973	—
従業員数 （ほか、平均臨時雇用者数） （人）	870 (70)	— (—)	706 (183)	863 (225)	— (—)

回次	第37期中	第38期中	第39期中	第37期	第38期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
(2) 提出会社の経営指標等					
営業収益（百万円）	10,510	13,876	8,517	22,655	26,268
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	3,303	628	△5,973	7,000	△4,817
中間（当期）純損失（百万円）	25,639	14,290	5,603	24,956	23,978
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	59,609	59,609	59,609	59,609	59,609
発行済株式総数（千株）	114,107	114,107	114,107	114,107	114,107
純資産額（百万円）	83,788	70,181	54,867	84,493	60,493
総資産額（百万円）	258,732	205,292	148,118	256,498	176,568
1株当たり純資産額（円）	762.46	638.65	499.30	768.89	550.49
1株当たり中間（当期）純損失 （円）	230.56	130.04	50.99	225.75	218.20
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	32.4	34.2	37.0	32.9	34.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	—	8,690	—	—	22,140
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	—	△569	—	—	△1,812
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	—	△18,775	—	—	△38,031
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	—	25,319	—	—	18,270
従業員数 （ほか、平均臨時雇用者数） （人）	760 (64)	859 (396)	695 (183)	785 (219)	808 (379)

- (注) 1 平成18年4月1日に連結子会社の日本信用保証株式会社を吸収合併したことにより、連結子会社がなくなったため、中間連結財務諸表を作成しておりません。したがって、第38期中及び第38期の連結経営指標等については記載しておりません。
- 2 平成19年6月1日に連結子会社の株式会社エムキャットを設立したことにより、第39期中から中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 連結経営指標等の「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」については、1株当たり中間（当期）純損失のため記載しておりません。
- 4 提出会社の経営指標等の「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」については、1株当たり中間（当期）純損失のため記載しておりません。
- 5 営業収益には、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社は、平成19年6月1日に全額出資子会社株式会社エムキャットを設立し、賃貸保証事業に進出しました。

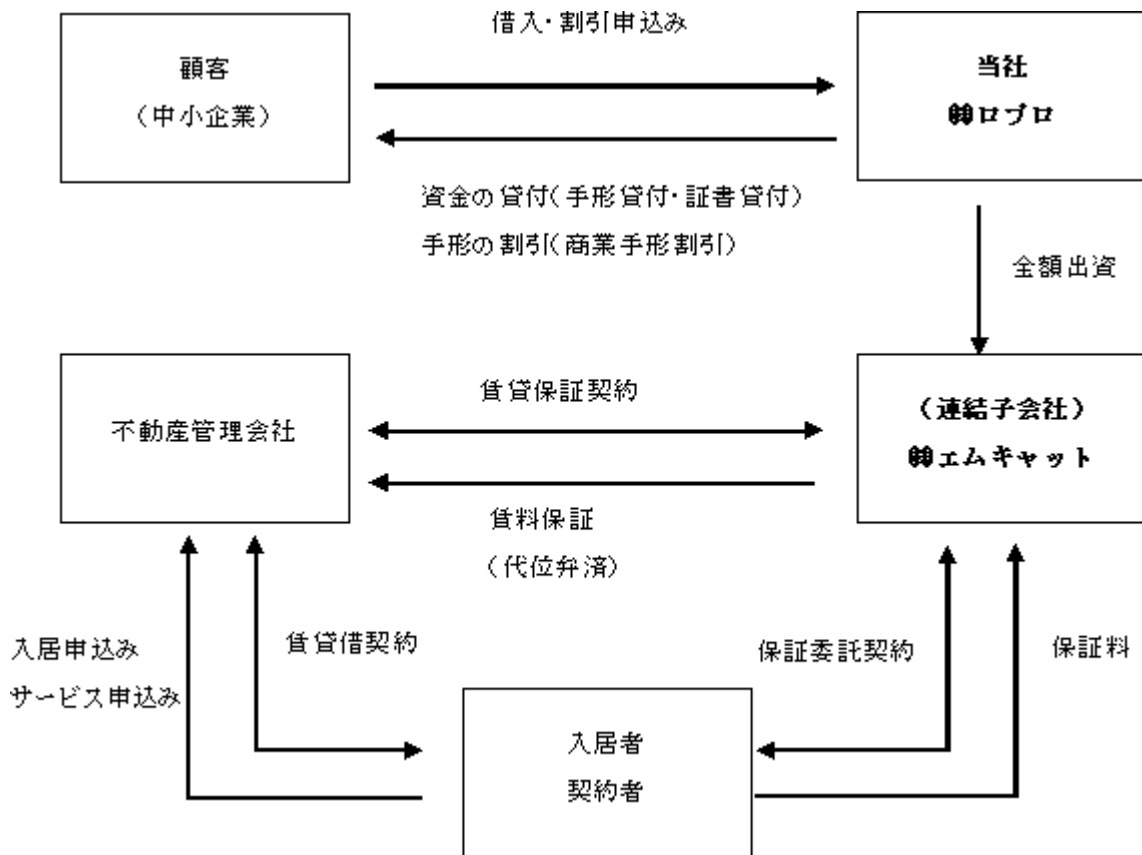
これは、主力となる金融事業におきまして、事業環境の不透明さが増す中、新たな収益力の強化が必要不可欠であり、当社の営業基盤、事務処理能力、インフラを有効活用できる分野と判断したものであります。

平成19年9月30日現在、当連結グループは、当社及び子会社1社から構成されることとなり、商業手形の割引及び資金の貸付事業、賃貸保証事業の2事業部門に関する事業を営むこととなりました。

各社の主要な業務は次のとおりであります。

- (1) 当社は、事業者向けの事業資金の貸付け（手形貸付及び証書貸付）、商業手形の割引及び不動産の賃貸業務を行っております。
- (2) 連結子会社である株式会社エムキャットは、賃貸保証業務を行っております。

これらの関係を図示しますと次のとおりであります。



3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社を設立いたしました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エムキャット	大阪市中央区	200	貸貸保証事業	100	役員の兼任3名 資金の貸借

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
商業手形の割引及び資金の貸付事業部門	695 (183)
貸貸保証事業部門	11 (－)
合計	706 (183)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート社員、派遣社員)は()内に当中間連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数 (人)	695 (183)
----------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート社員、派遣社員)は()内に当中間会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2 従業員数が前期末に比し113人減少したのは、経営効率化策の一環によるものです。

3 臨時雇用者数が前期末に比し196人減少したのは、コールセンターの縮小によるものです。

(3) 労働組合の状況

当連結グループには、労働組合はありません。

その他労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、設備投資の増加等に支えられ、底堅さを維持いたしました。中小企業においては、依然倒産の増加基調が続いております。

当業界の事業環境は、出資法の上限金利の引下げ及び利息返還請求により大きな打撃を受けて、極めて厳しいものとなっております。また、中小企業倒産の増加基調の背景には、貸金業規制法の改正を受けての信用収縮によることも、その一因があるのではと危惧されております。

このような状況下、当連結グループでは、一層の経営効率化に注力し、主力となる金融事業では、上限金利引下げに対応した収益モデルを構築するために、貸出金の与信基準を厳格化するとともに、新貸付金利に対応できる貸倒リスクの低い市場選別を図ってまいりました。また、設立後間もない新事業である貸貸保証業務は、貸貸保証に限らず不動産投資も行い、裾野を広げております。

以上のような諸施策を実施した結果、連結営業収益は8,518百万円、連結営業損失は6,007百万円、連結経常損失は6,012百万円となり、連結中間純損失は、当社発行の「2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」について2,000百万円を一部消却したことによる消却益400百万円の特別利益への計上等により、5,642百万円となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

① 商業手形の割引及び資金の貸付に係る事業（既存事業：株式会社ロプロ（当社））

当該事業では、上限金利引下げに対応した新しい与信基準に伴う貸出債権の入れ替えの過程のなかで、当中間期の貸出金残高は117,733百万円（前期末比18,142百万円減）となりました。その内訳については、商業手形が25,293百万円（前期末比6,697百万円減）、営業貸付金が92,440百万円（前期末比11,444百万円減）であります。

この結果、受取割引料は1,197百万円（前年同期比208百万円減）、受取利息は6,818百万円（前年同期比5,167百万円減）となりました。また、販売費及び一般管理費は12,581百万円（前年同期比1,854百万円増）となりました。人件費・物件費については、経営効率化推進により前年同期比1,256百万円の減少となりましたが、貸倒費用については、予想どおりとはいえ、不良債権の発生、利息返還請求が高水準であったことから、前年同期比3,110百万円の増加となりました。

従いまして、当社の当中間期の経営成績は、営業収益8,517百万円（前年同期比5,358百万円減）、営業損失5,968百万円（前年同期比7,019百万円減）となりました。

② 貸貸保証業務に係る事業（新規事業：株式会社エムキャット）

当該事業においては、設立後間もないことから当中間期の営業収益は1百万円にとどまりましたが、平成19年9月に330百万円の不動産投資を行うなど、不動産投資事業にも着手しております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、12,227百万円となり、単体前期末比で6,043百万円減少いたしました。

主な資金の動きは、税金等調整前中間純損失による減少や各流動化プログラムによる借入金の返済及び金融機関借入の返済等の資金の減少要因が、上限金利引下げに対応した新しい与信基準に伴う貸出債権の入れ替えの過程における営業貸付金及び商業手形の残高の減少等による資金の増加要因を上回ったことによるものであります。

当中間連結会計期間の各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

なお、平成19年6月1日に子会社を設立しているため、当中間連結会計期間より連結財務諸表を作成していません。したがって、連結財務諸表による中間連結キャッシュ・フロー計算書は、当中間連結会計期間より作成しているため、前年同期比較は行っておりません。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果増加した資金は5,649百万円となりました。この主な要因は、与信基準の厳格化による商業手形及び営業貸付金の減少が、債権流動化による借入金の減少や税金等調整前中間純損失の減少要因を上回ったことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果減少した資金は362百万円となりました。この主な要因は、ローコストオペレーションを実現するために基幹システムの再構築に係るソフトウェアの開発によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果減少した資金は11,330百万円となりました。この主な要因は、「2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」の一部消却を行ったことや貸出金の減少に伴う借入金の返済によるものであります。

(3) 営業実績

① 商品別融資の増加高ならびに減少高

種類		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)					
		期首残高 (百万円)	増加高 (百万円)	減少高 (百万円)	期末残高 (百万円)	増減率 (%)	構成比 (%)
割引	商業手形	31,990	28,724	35,421	25,293	△20.9	21.4
貸付	手形貸付	75,013	56,835	63,517	68,331	△8.9	57.9
	証書貸付	28,871	758	5,520	24,109	△16.5	20.4
	その他貸付	—	330	—	330	—	0.3
	小計	103,885	57,923	69,038	92,770	△10.7	78.6
合計		135,876	86,648	104,460	118,063	△13.1	100.0

(注)1 増減率 (%) = $\left(\frac{\text{期末残高}}{\text{期首残高}} - 1\right) \times 100$

2 「その他貸付」欄の330百万円は、連結子会社による不動産投資であります。

② 営業収益の内訳

種類		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
		営業収益 (百万円)
割引①	受取割引料	1,197
貸付②	手形貸付受取利息	4,390
	証書貸付受取利息	2,427
	その他貸付受取利息	0
①+② 計		8,016
その他	銀行預金利息	5
	受入手数料	65
	不動産賃貸収入	430
その他 計		501
合計		8,518

③ 地域別取扱高構成比率

地域別	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)		
	取扱高構成比		店舗数 (店)
	商業手形 (%)	営業貸付 (%)	
北海道	5.3	5.7	5
東北	6.7	7.9	6
関東	33.7	27.1	20
北陸・信越	5.1	6.3	5
中部	10.2	11.0	5
近畿	24.5	23.1	12
中国	4.6	5.3	3
四国	1.4	2.4	2
九州・沖縄	8.5	11.2	8
合計	100.0	100.0	66

(注) 店舗数の内訳につきましては支店58ヶ店、フィナンシャルプラザ2ヶ店及び営業所6ヶ店であります。

なお、平成19年11月30日に支店10ヶ店、フィナンシャルプラザ2ヶ店、営業所6ヶ店を統廃合し、現在48ヶ店となっております。

④ 特定金融会社等の貸付業務等の状況

「④ 特定金融会社等の貸付業務等の状況」における貸付金残高、件数、先数には破綻先債権に係るものは含まれておりません。

イ 貸付金の種別残高内訳

貸付種別	前中間会計期間 (平成18年9月30日現在)					当中間会計期間 (平成19年9月30日現在)				
	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定 金利(%)	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定 金利(%)
消費者向										
無担保 (住宅向を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有担保 (住宅向を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅向	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業者向										
貸付	71,067	72.55	133,514	81.78	27.94	52,925	69.66	92,440	78.52	24.35
手形割引	26,892	27.45	29,749	18.22	13.71	23,049	30.34	25,293	21.48	11.86
計	97,959	100.00	163,263	100.00	25.38	75,974	100.00	117,733	100.00	21.19
合計	97,959	100.00	163,263	100.00	25.38	75,974	100.00	117,733	100.00	21.19

ロ 資金調達内訳

借入先等	前中間会計期間 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	
	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)	残高 (百万円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	90,911	2.34	62,496	2.84
その他	23,691	0.79	11,465	0.06
社債・CP	23,691	0.79	11,465	0.06
合計	114,603	2.02	73,961	2.41
自己資本	118,039	—	95,187	—
資本金・出資額	59,609	—	59,609	—

(注) 1 「自己資本」とは、資産の合計金額より負債の合計金額ならびに配当金の予定額を控除し、引当金の合計額を加えた額であります。

2 「金融機関等からの借入」には、債権の流動化による調達額を譲渡担保付借入で処理した金額が、前中間会計期間末残高には55,227百万円、当中間会計期間末残高には45,398百万円含まれております。

ハ 業種別貸付金残高内訳

業種別	前中間会計期間 (平成18年9月30日現在)				当中間会計期間 (平成19年9月30日現在)			
	先数(件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	先数(件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
製造業	6,154	18.10	29,854	18.29	5,157	17.92	21,793	18.51
建設業	14,415	42.39	67,832	41.55	12,267	42.64	49,561	42.10
電気・ガス・熱供給 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	1,419	4.17	7,074	4.33	1,265	4.40	5,125	4.36
卸売・小売業、飲食店	7,694	22.63	38,159	23.37	6,431	22.35	26,928	22.87
金融・保険業	284	0.84	1,198	0.73	19	0.07	61	0.05
不動産業	523	1.54	2,738	1.68	643	2.24	2,601	2.21
サービス業	2,823	8.30	13,318	8.16	2,369	8.23	9,092	7.72
個人	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	691	2.03	3,088	1.89	619	2.15	2,568	2.18
合計	34,003	100.00	163,263	100.00	28,770	100.00	117,733	100.00

ニ 担保別貸付金残高内訳

受入担保の種類	前中間会計期間 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	
	残高 (百万円)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
有価証券	—	—	—	—
うち株式	—	—	—	—
債権	—	—	—	—
うち預金	—	—	—	—
商品	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
財団	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	—	—	—	—
保証	62,212	38.11	47,440	40.30
無保証	101,050	61.89	70,293	59.70
合計	163,263	100.00	117,733	100.00

(注) 保証は、第三者保証のことであります。また、当社の第三者保証とは、融資先事業者(社)及びその包括承継人以外の保証であります。

ホ 期間別貸付金残高内訳

期間別	前中間会計期間 (平成18年9月30日現在)				当中間会計期間 (平成19年9月30日現在)			
	件数(件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	件数(件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
1年以下	(255) 85,446	(2.47) 87.23	(740) 124,467	(2.16) 76.24	(30) 66,180	(0.37) 87.11	(45) 89,886	(0.19) 76.35
1年超5年以下	(9,452) 11,889	(91.49) 12.14	(31,567) 36,816	(92.07) 22.55	(7,439) 9,204	(92.31) 12.12	(22,251) 26,034	(92.29) 22.11
5年超10年以下	(364) 364	(3.52) 0.37	(1,148) 1,148	(3.35) 0.70	(337) 337	(4.18) 0.44	(1,051) 1,051	(4.36) 0.89
10年超15年以下	(259) 259	(2.51) 0.26	(822) 822	(2.40) 0.50	(252) 252	(3.13) 0.33	(753) 753	(3.13) 0.64
15年超20年以下	(1) 1	(0.01) 0.00	(8) 8	(0.02) 0.01	—	—	—	—
20年超25年以下	—	—	—	—	(1) 1	(0.01) 0.00	(8) 8	(0.03) 0.01
25年超	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	(10,331) 97,959	(100.00) 100.00	(34,287) 163,263	(100.00) 100.00	(8,059) 75,974	(100.00) 100.00	(24,109) 117,733	(100.00) 100.00
一件当たり平均期間				(3.28年) 1.00年				(3.43年) 1.01年

(注) 1 期間は、約定期間によっております。

2 () は、内数で「証書貸付」に係るものであります。

2【対処すべき課題】

当業界におきましては、平成18年12月に出資法の上限金利引下げや融資金額の総量規制の導入などを盛り込んだ貸金業規制法が改正され、平成19年7月には、過払い発生時点から年5%の利息返還義務を認める最高裁の判決が示されるなど、新たな司法判断、法規制、法解釈によるところの事業環境の不透明さが一層増したものとなりました。

当連結グループは、このような状況に的確に対応し、コンプライアンスの一層の徹底を図りながら収益力の強化と事業者金融会社としての社会的責任の遂行によって、企業価値の向上に取り組んでまいります。主力となる金融事業におきましては、経営の効率化を推進する一方、上限金利引下げに対応した貸出資産の構築、財務基盤の安定等による収益構造の変革、与信基準の厳格化、コスト構造の変革を通じて、信頼される企業を目指してまいります。

当連結グループは、長期的・持続的成長を目指して、次のとおり対処してまいります。

(1) 収益構造の変革

①上限金利引下げに対応した貸出資産の構築

上限金利引下げに対応した収益モデルを構築するために、貸出金の継続時の与信基準を厳格化するとともに、新貸付金利に対応できる貸倒リスクの低い貸出債権の選別を図ってまいります。

②商品戦略

「商業手形割引」においては、厳格なリスク管理により、新規顧客の獲得に注力してまいります。

「手形貸付」・「証書貸付」においては、小口貸付によるリスク分散を基本方針とし、債権の良質化を図り、既存債権のうち新与信基準に満たない債権については、積極的に債権回収を図ってまいります。

③新事業の育成・開発

平成19年6月1日に賃貸保証を主力業務とする全額出資子会社株式会社エムキャットを設立いたしました。賃貸保証は、新しい事業であります。当社の営業基盤・事務処理能力・インフラを有効活用できる分野であり、収益増加に注力してまいります。また、現在、動産・不動産関連に関する融資及び融資斡旋ならびにリース先紹介などの事業を検討しております。

④資金調達力の強化

お客様に対しまして、安定して資金を提供できるよう、調達先・調達方法の多様化による資金調達力の強化を図っております。

(2) 与信基準の厳格化

営業貸付金については、上限金利引下げに対応し、リスクコントロールを強化する与信基準に変更し、与信精度向上に取り組んでおります。商業手形割引においても、過去の履歴分析から、割引利率・割引枠の見直し、リスクに見合ったプライシングの運用に注力しております。

(3) コスト構造の変革

経営効率の向上及び変化対応力の一層の強化のために、更なるローコストオペレーションを実現するための社内インフラを整備するとともに、店舗の統廃合及び人的資源の効率化を図ってまいります。

①店舗統廃合と支店スリム化

店舗統廃合を実施し、併せて文書の電子化を行うことで店舗経費を抑制いたします。

②本社事務集中化

支店及び本社複数部署にまたがってございました既存顧客の管理業務を「本社事務センター」に集約し、業務効率化を図っております。

③人的資源の効率化

希望退職者の募集を行い、今後の事業規模に見合った人員の適正配分・効率化を図ってまいります。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に以下の福利厚生用設備を売却いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	器具備品 (百万円)	合計 (百万円)
当社	社宅 花園大藪町 (京都市右京区)	福利厚生用設備	—	29 (170)	—	29

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	114,107,446	114,107,446	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	114,107,446	114,107,446	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日から当半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

① 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年5月27日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	1,557	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,545,365 (注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	611.7 (注)1	—
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月10日 至 平成21年5月13日 (行使請求受付場所現地時間)	—
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価額及び資本組入 額（円）	発行価額 611.7 資本組入額 306 (注)1	—
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の繰上償還 の場合は、償還日の直前の営業日 後、所持人の選択による本社債の繰 上償還の場合は、償還通知書が本新 株予約権付社債の要項に定める支払 代理人に預託された時後、本社債の 買入消却の場合は、本社債消却の時 後、期限の利益の喪失の場合には、 期限の利益の喪失時後、本新株予約 権を行使することができない。また、 各本新株予約権の一部について 行使請求することができない。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は新株予約権を分離して譲渡 することができない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	1,557	—

(注) 1 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \left[
 \begin{array}{l}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{発行又} \\
 \text{は処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{1株当りの} \\
 \text{発行又は} \\
 \text{処分価額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{時 価}
 \end{array}
 }
 \right]$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 2 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、平成19年11月27日に社債権者からの請求により、全額繰上げ償還しております。

② 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年10月22日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	9,500	9,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,385,919 (注)	12,385,919 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	767 (注)	767 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成16年11月5日 至 平成23年10月7日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価額及び資本組入 額(円)	発行価額 767 資本組入額 384 (注)	発行価額 767 資本組入額 384 (注)
新株予約権の行使の条件	<p>当社の選択による本社債の繰上償還（当社が他の会社の完全子会社となる場合の本社債の繰上償還を除く。）の場合は、償還日の直前の営業日後、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合（本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除く。）には、株式交換又は株式移転の効力発生日の5営業日前の日（上記決議の採択により当社普通株式の株式会社大阪証券取引所への上場が廃止となる日の直前の営業日が先に到来する場合には、その営業日）後、所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時後、本社債の買入消却の場合は、本社債消却の時後、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時後、本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は新株予約権を分離して譲渡することができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	9,500	9,500

(注) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcc} & & \begin{array}{c} \text{発行又} \\ \text{は処分} \\ \text{株式数} \end{array} \\ & & \times \\ & & \begin{array}{c} \text{1株当りの} \\ \text{発行又は} \\ \text{処分価額} \end{array} \\ & & \hline \text{調整後} & \text{調整前} & \text{既発行} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} & \text{株式数} \\ & = & + \\ & & \text{時価} \\ & & \hline & & \text{既発行株式数} \\ & & + \\ & & \text{発行又は} \\ & & \text{処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債（平成11年2月9日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
転換社債の残高（百万円）	408	408
転換価格（円）	7,297.7	7,297.7
資本組入額（円）	3,649	3,649

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年6月28日(注)	—	114,107,446	—	59,609	△19,262	855

(注) 資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
松田観光株式会社	京都市中京区堀川通錦小路下ル錦堀川町659	12,607	11.05
松田 一男	京都市左京区	10,369	9.09
有限会社マツダエンタープライズ	京都市中京区堀川通錦小路下ル錦堀川町659	9,165	8.03
松田 龍一	京都市左京区	7,379	6.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	3,107	2.72
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントツイーアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7-1決済事業部)	2,786	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	2,730	2.39
ステートストリートバンクアンドトラストクライアントオムニバスアカウントオーエムゼロツウ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都中央区日本橋兜町6-7)	2,307	2.02
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー (常任代理人 株式会社三井住友銀行証券ファイナンス営業部)	1 BOULEVARD ROYAL L-2016 LUXEMBOURG, LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内一丁目3-2)	2,000	1.75
メロンバンクエービーエヌアムログローバルカストディエヌブイ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	1,691	1.48
計	—	54,146	47.44

(注) 1 当社は自己株式を4,217,393株(3.70%)保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記の大株主から除外しております。

2 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから平成19年9月25日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成19年7月12日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	11988 EL CAMINO REAL, SUITE500, SAN DIEGO, CA92191-9048, U. S. A.	15,408	13.50

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,217,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 109,874,100	1,098,741	—
単元未満株式	普通株式 16,046	—	—
発行済株式総数	114,107,446	—	—
総株主の議決権	—	1,098,741	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式22,500株(議決権225個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 ロプロ	京都市下京区七条御 所ノ内中町60番地	4,217,300	—	4,217,300	3.70
計	—	4,217,300	—	4,217,300	3.70

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	212	190	167	150	129	115
最低 (円)	175	143	141	112	107	63

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。
なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表については、みずぎ監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、京都監査法人による中間監査を受けております。

また、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間	みずぎ監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	京都監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1	現金及び預金	※2	12,227
2	預け金	※2.3	18,484
3	受取手形	※4	2,746
4	商業手形	※2.3 6.7	25,293
5	営業貸付金	※2.3 5.6	92,770
6	その他		1,050
7	貸倒引当金		△24,605
	流動資産合計		127,967
			86.4
II 固定資産			
1 有形固定資産			
(1)	建物及び構築物	※1.2	11,057
(2)	土地	※2	7,108
(3)	その他	※1	1
			18,167
2	無形固定資産		256
3	投資その他の資産		1,687
	固定資産合計		20,111
			13.6
III 繰延資産			
1	新株発行費		7
	繰延資産合計		7
			0.0
	資産合計		148,085
			100.0

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1	※2.3	短期借入金	45,557
2	※2.3	一年以内に返済予定の長期借入金	14,091
3		一年以内に償還予定の新株予約権付社債	1,557
4		未払法人税等	147
5		賞与引当金	106
6		係争関係損失引当金	6,009
7		その他	2,994
		流動負債合計	70,463 47.6
II 固定負債			
1		転換社債	408
2		新株予約権付社債	9,500
3	※2	長期借入金	2,847
4		係争関係損失引当金	9,601
5		その他	436
		固定負債合計	22,793 15.4
		負債合計	93,256 63.0
(純資産の部)			
I 株主資本			
1		資本金	59,609 40.2
2		資本剰余金	10,938 7.4
3		利益剰余金	△5,642 △3.8
4		自己株式	△3,130 △2.1
		株主資本合計	61,775 41.7
II 評価・換算差額等			
1		その他有価証券評価差額金	7 0.0
2		土地再評価差額金	△6,953 △4.7
		評価・換算差額等合計	△6,946 △4.7
		純資産合計	54,829 37.0
		負債純資産合計	148,085 100.0

②【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益				
1 受取割引料		1,197		
2 受取利息		6,818		
3 銀行預金利息		5		
4 受入手数料		65		
5 不動産賃貸収入		430	8,518	100.0
II 営業費用				
1 金融費用	※1	1,357		
2 支払手数料		208		
3 不動産賃貸原価		338	1,905	22.4
営業総利益			6,613	77.6
III 販売費及び一般管理 費	※2		12,620	148.1
営業損失			6,007	△70.5
IV 営業外収益				
1 受取配当金		1		
2 有価証券利息		2		
3 団体生命保険返戻 金		10		
4 雑収入		6	20	0.2
V 営業外費用				
1 支払利息		3		
2 新株発行費償却		7		
3 投資事業組合損失		5		
4 雑損失		7	24	0.3
経常損失			6,012	△70.6
VI 特別利益				
1 固定資産売却益		2		
2 投資有価証券売却 益		0		
3 新株予約権付社債 消却益		400	402	4.7
VII 特別損失				
1 固定資産処分損	※3	1	1	0.0
税金等調整前中間 純損失			5,610	△65.9
法人税、住民税及 び事業税		31	31	0.3
中間純損失			5,642	△66.2

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円) (注)1	59,609	45,026	△34,088	△3,130	67,417
中間連結会計期間中の変動額					
中間純損失(△) (百万円)			△5,642		△5,642
資本剰余金の取崩(百万円) (注)2		△34,088	34,088		—
自己株式の取得(百万円)				△0	△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額) (百万円)					—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△34,088	28,446	△0	△5,642
平成19年9月30日 残高 (百万円)	59,609	10,938	△5,642	△3,130	61,775

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円) (注)1	29	△6,953	△6,923	60,493
中間連結会計期間中の変動額				
中間純損失(△) (百万円)			—	△5,642
資本剰余金の取崩(百万円) (注)2			—	—
自己株式の取得(百万円)			—	△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額) (百万円)	△22		△22	△22
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△22	—	△22	△5,664
平成19年9月30日 残高 (百万円)	7	△6,953	△6,946	54,829

(注) 1 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前事業年度末の残高を記載しております。

2 平成19年6月開催の定時株主総会における剰余金の処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失		△5,610
減価償却費及び償却費		426
貸倒引当金の増加額		873
賞与引当金の減少額		△17
係争関係損失引当金の減少額		△858
受取配当金		△1
支払利息		3
新株発行費償却		7
固定資産売却益		△2
投資有価証券売却益		△0
新株予約権付社債消却益		△400
有形固定資産売却損		1
預け金の減少額		2,416
受取手形の減少額		1,086
商業手形の減少額		6,697
営業貸付金の減少額		11,114
その他の流動資産の減少額		59
商業手形流動化による借入金の減少額		△5,243
手形債権流動化による借入金の減少額		△2,500
証書貸付債権流動化による借入金の減少額		△1,507
その他		△832
小計		5,714
配当金の受取額		1
利息の支払額		△3
法人税等の支払額		△62
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,649

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△37
有形固定資産の売却による収入		31
無形固定資産の取得による支出		△349
投資有価証券の取得による支出		△10
投資有価証券の売却による収入		0
その他		3
投資活動によるキャッシュ・フロー		△362
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減		△1,771
長期借入金の返済による支出		△7,458
社債の償還による支出		△500
新株予約権付社債の買入消却による支出		△1,600
自己株式の増減		△0
配当金の支払額		△0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,330
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—
V 現金及び現金同等物の減少額		△6,043
VI 現金及び現金同等物の期首残高		18,270
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	12,227

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月 1日
至 平成19年9月30日)

当社連結グループは、前事業年度（企業集団：当社のみ）に23,978百万円の当期純損失を計上し、当中間連結会計期間においても不良債権の発生と利息返還請求が高水準であったことから、5,642百万円の間接純損失を計上いたしました。また、純資産の減少等により、シンジケートローン契約（平成19年9月30日現在借入金残高4,408百万円）の財務制限条項に抵触することとなりました。これらの状況により、当社連結グループは継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象の存在に該当しています。

当社連結グループは、出資法の上限金利の引下げ及び利息返還請求という厳しい状況下にあつて、当該状況を解消すべく次のとおりに対処してまいります。

1. 収益構造の変革

上限金利引下げに対応した収益モデルを構築するために、貸出金の継続時の与信基準を厳格化するとともに、新貸付金利に対応できる貸倒リスクの低い債権の入れ替えを図っております。また、長期的な視点にたつて、賃貸保証を主力業務とする全額出資子会社株式会社エムキャットの設立を始めとする新事業の開発に努め、将来の収益確保の礎を築いてまいります。

2. コスト構造の変革

このような厳しい経営環境下、利益確保のために様々な経費削減策を行つてまいります。①店舗の統廃合を実施し本社へ事務集中化することにより業務の効率を改善し、併せて本社関連経費と店舗関連経費を大幅に削減いたします。また、②今後の経営体制における事業規模に見合った適正な人員構成とするため、当社連結グループは希望退職者の募集を行います。更に、③本年6月から既に役員報酬のカットを実施しております。

これらにより、貸出金残高の増加に依存することなく、確実に利益を追求できる体質へ転換を図ってまいります。

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月 1日
至 平成19年9月30日)

3. 資金繰りの見通し

シンジケート団とは、現在財務制限条項に抵触する事実をふまえた上で、継続的な取引を維持して頂く見込であります。また、キャッシュ面において、平成19年9月末現在の現金及び預金残高は12,227百万円であり十分な運転資金を確保していることや、過渡期である貸出債権入れ替えの過程のなかでの回収増加が、有利子負債の返済を補えるものと存じます。更に、今後の新たな事業展開のための資金調達についても検討ならびに要請を図ってまいりますので、事業の継続性及び資金繰りに問題はないものと考えております。

従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 1社 当社の連結子会社は株式会社エムキャットの1社であります。</p> <p>(追加情報) 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)を適用しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>① 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 器具備品 3～20年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>② 無形固定資産 ソフトウェア(全て自社利用目的)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先債権等のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、8,319百万円であります。</p> <p>② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ 係争関係損失引当金 貸金に関する係争による損失に備えるため、係争の妥結に伴い発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、係争に関連する債権のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、239百万円であります。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当中間連結会計期間末においては、年金資産残高が退職給付債務を上回ったため、前払年金費用を投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ヘッジ対象 金利スワップ 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 当連結グループの内部規程である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。</p>
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>① 営業収益の計上基準 営業収益のうち顧客より受領した割引料、利息、手数料に関しては、時の経過に応じて、収益を計上しております。</p> <p>② 繰延資産の処理方法 新株発行費 新株発行費は、旧商法の規定する最長期間（3年間）で毎期均等額の償却を行っております。</p> <p>③ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末
(平成19年9月30日)

※1	有形固定資産の減価償却累計額	
		10,542百万円
※2	担保に供している資産ならびに対応債務は次のとおりであります。	
イ	担保提供資産	
	預金	2,167百万円
	預け金	39
	商業手形	15,736
	営業貸付金	39,994
	建物	10,336
	土地	6,678
	計	74,952
ロ	対応債務	
	短期借入金	45,557百万円
	一年以内に返 済予定の長期 借入金	7,430
	長期借入金	3,066
	計	56,054

また、上記以外の営業債権656百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。これに対応する債務は、「一年以内に返済予定の長期借入金」589百万円であります。

※3 商業手形の流動化については、譲渡担保付借入として会計処理しており、商業手形の残高にはこの流動化における譲渡手形15,736百万円が含まれております。

営業貸付手形の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡手形29,618百万円が含まれております。この営業貸付手形の流動化にあたっては、商業手形の流動化に伴って当社が特別目的会社に対して有する劣後債権の一部1,944百万円も併せて流動化しております。(但し、上記の流動化について譲渡担保付借入処理を行っていることから、当社の特別目的会社に対する劣後債権及びその譲渡について、会計処理は発生しておりません。)

証書貸付の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における3,670百万円が含まれております。また、上記の手形の流動化に関連して生じた流動資産の「預け金」(18,445百万円)につきましては、信用補充その他の目的により留保されたものであります。

なお、上記の手形の流動化につきましては、当社からの手形の購入又は割引を主たる目的として設立された特別目的会社であるエヌ・エム・ユー・アセットファンディングコーポレーション・ファイナンス(営業貸付手形の流動化)及びコンビネーション・ファイナンス(営業貸付手形の流動化)を通して行っており、証書貸付債権の流動化につきましては、DB信託株式会社に信託譲渡する形式で行っております。

当中間連結会計期間末
(平成19年9月30日)

※4 受取手形は、手形貸付の受取利息として受領した手形及び先日付小切手であり
ます。

※5 営業貸付金の主な内訳

手形貸付	68,331百万円
証書貸付	24,109

※6 不良債権の状況

区分	金額(百万円)
破綻先債権	—
延滞債権	—
三カ月以上延滞債権	31,951
貸出条件緩和債権	14,207
合計	46,158

(注) 1 破綻先債権とは、支払の遅延、その他の事由により、債務者又は保証人からの弁済の見込みがないものとした貸付金のうち、債務者に対し法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものであります。

2 延滞債権とは、(注1)に掲げる貸付金のうち、破綻先債権以外のものであります。

3 三カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日(期限の利益を喪失した日を含みます。)の翌日から三カ月以上延滞している貸付金(破綻先債権及び延滞債権を除きます。)であります。

4 貸出条件緩和債権とは、債務者又は保証人の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の減免、債権放棄その他の債務者又は保証人に有利となる取決めを行った貸付金(破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権を除きます。)であります。

※7 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当中間連結会計期間末は金融機関の休日であったため、1,775百万円の中間連結会計期間末日満期手形が、流動資産の「商業手形」の当中間連結会計期間末残高に含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月 1日
至 平成19年9月30日)

※1	金融費用の主要項目	
	支払利息	917百万円
	支払手数料	369
※2	販売費及び一般管理費の主要項目	
	貸倒引当金繰入額	4,434百万円
	係争関係損失引当金繰入額	3,113
	給料手当	1,524
※3	固定資産処分損の内容は次のとおりであります。	
	売却損	
	土地	1百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式	114,107,446	-	-	114,107,446

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度末の株式数は前事業年度末の株式数を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式	4,216,896	497	-	4,217,393

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度末の株式数は前事業年度末の株式数を記載しております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 497 株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
		前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,545	-	-	2,545	1,557
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	14,993	-	2,607	12,385	9,500
合計	-	17,538	-	2,607	14,931	11,057

(注) 1 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度末の株式数は前事業年度末の株式数を記載しております。

2 「当中間連結会計期間減少」は買入消却によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	12,227百万円
現金及び現金同等物	12,227

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引 に係る注記	
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額	
	その他 (器具備品)
取得価額相当額	476百万円
減価償却累計額相当 額	227
減損損失累計額相当 額	244
中間期末残高相当額	5
(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産 の中間期末残高等に占める未経過リース 料中間期末残高の割合が低いため、支払 利子込み法によっております。	
2 未経過リース料中間期末残高相当額	
1年以内	89百万円
1年超	100
計	189
リース資産減損勘定 中間期末残高	184百万円
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算 定は、有形固定資産の中間期末残高等に 占める未経過リース料中間期末残高の割 合が低いため、支払利子込み法によっ ております。	
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額及び減価償却費相当額	
支払リース料	69百万円
リース資産減損勘定 の取崩額	68
減価償却費相当額	69
4 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	

(有価証券関係)

(当中間連結会計期間末) (平成19年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価証券			
① 株式	55	50	△4
② その他	196	214	18
計	251	265	14

(注) 当該株式の減損にあたっては、当社におきまして、下記の合理的な社内基準をもちまして減損処理を行っております。

時価の下落率が50%以上の場合	減損処理を行う。
時価の下落率が30%以上50%未満の場合	前中間期末、前期末及び当中間期末において、連続して30%以上の下落率にあるものについては、原則として減損処理を行う。
時価の下落率が30%未満の場合	減損処理は行わない。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
投資事業組合への出資	44
非上場株式	5
計	49

(デリバティブ取引関係)

(当中間連結会計期間末) (平成19年9月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引関係以外については期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(当中間連結会計期間) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合会計)

(当中間連結会計期間) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

当連結グループでは、中小企業に対する事業資金の融資、商業手形の割引を主な事業としておりますが、当該セグメントの営業収益、営業損失及び資産の金額が、それぞれ、全セグメントの営業収益、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額の90%超となっております。

このため、「中間連結財務諸表規則様式 様式第1号（記載上の注意）（10）」に基づき事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、その記載を省略しております。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高はありませんので、その記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達が多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、営業貸付手形債権の流動化を行っております。

当該流動化においては、ケイマン法に基づき設立された特別目的会社（コンビネーションファイナンス社）との間で当社を譲渡者とする包括的な営業貸付手形債権の売買契約及び別の流動化に伴って発生する劣後債権についての売買契約を締結しており、適格な両債権を売却することにより資金調達を行っております。また、この流動化においては、当社は同特別目的会社に対し匿名組合出資を行っており、当該流動化における信用補完の機能をはたしております。さらに当社は譲渡した営業貸付手形債権に関する回収サービス契約を締結しております。なお、当社は同特別目的会社の議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当社は当該流動化取引に関する会計処理については、金融取引（譲渡担保付借入）として処理しております。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	
1株当たり純資産額	498.95円
1株当たり中間純損失	51.34円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	—円
なお、潜在株式調整後1株当たり中 間純利益額については、潜在株式 は存在するものの1株当たり中間純 損失であるため記載しておりませ ん。	

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり中間純損失金額	
中間純損失 (百万円)	5,642
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純損失 (百万円)	5,642
期中平均株式数 (千株)	109,890
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	2014年満期ユーロ円建 転換社債 (額面総額 408百万円、潜在株式 の数55千株) なお、これらの概要は 「第4提出会社の状 況、1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成19年4月 1日
至 平成19年9月30日)

(希望退職者募集)

当社及び連結子会社は、平成19年11月19日開催の取締役会で、次のとおり希望退職者の募集を決議しております。

1. 希望退職者の募集の理由

当連結グループは、出資法の上限金利の引下げ及び利息返還請求に象徴される厳しい経営環境に対応すべく、収益構造の変革、コスト構造の変革等に取り組んでおります。その一環として経営資源の効率化を図るため、希望退職者の募集を行いました。

2. 希望退職者募集の概要

(1) 募集人数 約220名

(2) 対象者 満35歳以上の正社員（連結子会社含む。）

(平成19年11月15日現在満35歳以上の者)

(3) 募集期間 平成19年11月26日から平成19年12月14日まで

(4) 退職日 平成19年11月30日から平成20年3月31日までの間で、当該会社が指定する日

(5) 優遇措置 通常支給される退職金に加え、特別加算金を支給する。

3. 希望退職者募集の結果

応募者数 201名

(平成19年11月30日現在、正社員数（連結子会社含む）657名)

4. 特別損失の発生額

希望退職者募集に伴う特別加算金見込額426百万円は、平成20年3月期連結決算において特別損失として計上いたします。

(2) 【その他】

訴訟

当連結グループが対象となっている訴訟件数は、平成19年11月30日現在、417件であります。その殆どが、利息制限法に係る超過利息の返還請求であります。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※2	25,319		12,099		18,270	
2 預け金	※2.3	18,464		18,484		20,901	
3 受取手形	※4	5,811		2,746		3,833	
4 商業手形	※2.3 6.7	29,749		25,293		31,990	
5 営業貸付金	※2.3 5.6	133,514		92,440		103,885	
6 その他		1,476		1,049		1,109	
7 貸倒引当金		△32,383		△24,605		△23,731	
流動資産合計		181,953	88.6	127,508	86.1	156,259	88.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物	※1.2	12,214		11,045		11,317	
(2) 土地	※2	7,950		7,108		7,138	
(3) その他	※1	638		9		99	
有形固定資産合計		20,803		18,162		18,556	
2 無形固定資産		447		256		—	
3 投資その他の資産		1,934		2,184		1,738	
固定資産合計		23,185	11.3	20,603	13.9	20,294	11.5
III 繰延資産							
1 新株発行費		40		7		14	
2 社債発行費		112		—		—	
繰延資産合計		153	0.1	7	0.0	14	0.0
資産合計		205,292	100.0	148,118	100.0	176,568	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	※2.3	50,966		45,557		55,071		
2	※2.3	16,496		14,091		14,879		
3	※2	900		—		500		
4		4,500		1,557		—		
5		177		147		162		
6		141		104		124		
7		5,566		6,009		5,810		
8		4,544		2,990		3,887		
			83,292	40.6	70,457	47.6	80,435	45.5
II 固定負債								
1		4,826		—		—		
2		408		408		408		
3		13,057		9,500		13,057		
4	※2	23,448		2,847		11,025		
5		9,768		9,601		10,658		
6		309		436		490		
			51,817	25.2	22,793	15.4	35,639	20.2
			135,110	65.8	93,251	63.0	116,074	65.7
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		59,609	29.1	59,609	40.2	59,609	33.8	
2								
(1)		20,117		855		20,117		
(2)		24,909		10,083		24,909		
			45,026	21.9	10,938	7.4	45,026	25.5
3								
(1)								
		△14,346		△5,603		△34,088		
			△14,346	△7.0	△5,603	△3.8	△34,088	△19.3
4			△3,130	△1.5	△3,130	△2.1	△3,130	△1.8
			87,159	42.5	61,814	41.7	67,417	38.2
II 評価・換算差額等								
1		30	0.0	7	0.0	29	0.0	
2		△17,008	△8.3	△6,953	△4.7	△6,953	△3.9	
			△16,978	△8.3	△6,946	△4.7	△6,923	△3.9
			70,181	34.2	54,867	37.0	60,493	34.3
			205,292	100.0	148,118	100.0	176,568	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1 受取割引料		1,406		1,197		2,798	
2 受取利息		11,985		6,818		22,500	
3 銀行預金利息		0		5		3	
4 受入手数料		110		65		195	
5 不動産賃貸収入		373	13,876	429	8,517	770	26,268
II 営業費用							
1 金融費用	※1	1,524		1,357		3,141	
2 支払手数料		263		208		529	
3 不動産賃貸原価		310	2,098	338	1,904	628	4,299
営業総利益			11,778		6,612		21,968
III 販売費及び一般管理費	※2		10,726		12,581		26,159
営業利益又は営業損失(△)			1,051		△5,968	△70.1	△4,191
IV 営業外収益	※3		10		20	0.2	38
V 営業外費用	※4		433		24	0.2	664
経常利益又は経常損失(△)			628		△5,973	△70.1	△4,817
VI 特別利益	※5		3,160		402	4.7	3,160
VII 特別損失	※6.7		11,985		1	0.0	16,182
税引前中間(当期)純損失			8,196	△59.1	5,572	△65.4	17,838
法人税、住民税及び事業税			23		31		68
法人税等調整額		6,071	6,094	43.9	—	31	0.4
中間(当期)純損失			14,290	△103.0	5,603	△65.8	23,978

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	59,609	20,117	41,892	62,009	△16,982	△3,130	101,506
中間会計期間中の変動額							
中間純損失（△） （百万円）				—	△14,290		△14,290
自己株式の取得（百万円）				—		△0	△0
土地再評価差額金取崩 （百万円）				—	△55		△55
その他資本剰余金の取崩 （百万円）（注）			△16,982	△16,982	16,982		—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）（百万円）				—			—
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	—	—	△16,982	△16,982	2,636	△0	△14,346
平成18年9月30日残高 （百万円）	59,609	20,117	24,909	45,026	△14,346	△3,130	87,159

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 （百万円）	51	△17,063	△17,012	1,072	85,565
中間会計期間中の変動額					
中間純損失（△） （百万円）			—		△14,290
自己株式の取得（百万円）			—		△0
土地再評価差額金取崩 （百万円）			—		△55
その他資本剰余金の取崩 （百万円）（注）			—		—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）（百万円）	△21	55	34	△1,072	△1,037
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	△21	55	34	△1,072	△15,383
平成18年9月30日残高 （百万円）	30	△17,008	△16,978	—	70,181

（注）平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高 (百万円)	59,609	20,117	24,909	45,026	△34,088	△3,130	67,417
中間会計期間中の変動額							
中間純損失(△) (百万円)				—	△5,603		△5,603
自己株式の取得(百万円)				—		△0	△0
資本準備金の取崩(百万円) (注)		△19,262		△19,262	19,262		—
その他資本剰余金の取崩 (百万円)(注)			△14,825	△14,825	14,825		—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)(百万円)				—			—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△19,262	△14,825	△34,088	28,484	△0	△5,603
平成19年9月30日残高 (百万円)	59,609	855	10,083	10,938	△5,603	△3,130	61,814

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	29	△6,953	△6,923	60,493
中間会計期間中の変動額				
中間純損失(△) (百万円)			—	△5,603
自己株式の取得(百万円)			—	△0
資本準備金の取崩(百万円) (注)			—	—
その他資本剰余金の取崩 (百万円)(注)			—	—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)(百万円)	△22		△22	△22
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△22	—	△22	△5,626
平成19年9月30日残高 (百万円)	7	△6,953	△6,946	54,867

(注) 平成19年6月の定時株主総会における剰余金の処分項目であります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 （百万円）	59,609	20,117	41,892	62,009	△16,982	△3,130	101,506
事業年度中の変動額							
当期純損失（△） （百万円）				—	△23,978		△23,978
自己株式の取得（百万円）				—		△0	△0
土地再評価差額金取崩 （百万円）				—	△10,110		△10,110
その他資本剰余金の取崩 （百万円）（注）			△16,982	△16,982	16,982		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） （百万円）				—			—
事業年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	△16,982	△16,982	△17,105	△0	△34,088
平成19年3月31日残高 （百万円）	59,609	20,117	24,909	45,026	△34,088	△3,130	67,417

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高 （百万円）	51	△17,063	△17,012	1,072	85,565
事業年度中の変動額					
当期純損失（△） （百万円）			—		△23,978
自己株式の取得（百万円）			—		△0
土地再評価差額金取崩 （百万円）			—		△10,110
その他資本剰余金の取崩 （百万円）（注）			—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） （百万円）	△21	10,110	10,088	△1,072	9,016
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△21	10,110	10,088	△1,072	△25,071
平成19年3月31日残高 （百万円）	29	△6,953	△6,923	—	60,493

（注）平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー			
税引前中間 (当期) 純損失		△8,196	△17,838
減価償却費及び償却 費		426	894
減損損失		—	3,986
貸倒引当金の減少額		△2,513	△11,165
賞与引当金の増加額 (△減少額)		10	△7
係争関係損失引当金 の増加額		10,734	11,868
受取配当金		△1	△1
支払利息		305	401
新株発行費償却		26	52
社債発行費償却		196	309
固定資産売却益		△0	△0
投資有価証券売却益		△0	△0
新株予約権消却益		△672	△672
有形固定資産除却損		5	39
社債発行差金償却		625	789
預け金の増加額		△1,034	△3,471
受取手形の減少額 (△増加額)		△480	1,498
商業手形の減少額 (△増加額)		697	△1,543
営業貸付金の減少額 (△増加額)		△7,943	21,685
その他の流動資産の 減少額 (△増加額)		△165	201
商業手形流動化によ る借入金の増加額 (△減少額)		△740	2,392
手形債権流動化によ る借入金の増加額		9,350	10,890
証書貸付債権流動化 による借入金の増加 額		8,000	2,748
前受収益の増加額 (△減少額)		268	△879
その他		115	376
小計		9,011	22,552

		前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
配当金の受取額		1	1
利息の支払額		△269	△360
法人税等の支払額		△53	△53
営業活動によるキャッ シュ・フロー		8,690	22,140
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー			
有形固定資産の取得 による支出		△467	△1,482
有形固定資産の売却 による収入		23	23
無形固定資産の取得 による支出		△99	△427
投資有価証券の売却 による収入		0	0
投資有価証券の取得 による支出		△9	△18
その他		△15	93
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△569	△1,812
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
短期借入金の増減		1,055	487
長期借入れによる収 入		7,120	7,420
長期借入金の返済に よる支出		△8,150	△17,238
社債の償還による支 出		△18,400	△28,300
新株予約権の買入消 却による支出		△400	△400
自己株式の増減		△0	△0
配当金の支払額		△0	△0
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△18,775	△38,031

		前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の 増加額		△10,654	△17,703
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		34,744	34,744
VII 合併による現金及び現 金同等物の受入		1,229	1,229
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	※1	25,319	18,270

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間において、14,290百万円の間純損失を計上した結果、前会計年度の当期純損失24,956百万円計上に続き中間純損失を計上したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象の存在に該当しています。しかしながら、この中間（当期）純損失発生の主な理由は、前会計年度においては、連結子会社（平成18年4月1日吸収合併）が貸倒懸念債権等の将来リスクをより厳格に見積り回収不能額の算定方法を見直して貸倒引当金の積増しを行ったことによる損失に対し、当社において特別損失に関係会社損失引当金21,778百万円を計上したことが主な原因によるものであり、当中間会計期間においても、平成18年10月13日の日本公認会計士協会による「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」が公表され当中間会計期間より適用されたことに伴い、前事業年度まで適用しておりました係争関係損失引当金の計上方法等の変更を行ったことにより特別損失に係争関係損失引当金繰入額11,306百万円を計上したことによるものであります。</p> <p>当該事態は貸倒引当金及び係争関係損失引当金の計上方法の見直しならびに変更によるものであり、前事業年度及び当中間会計期間において経常利益を計上していることから、当社は、今後の利益に経常的な影響を及ぼすものでないと判断しており、企業としての継続性に疑念がないものと考えております。</p> <p>当社は、連結子会社の吸収合併等の組織再編や新商品の開発等により経営改革を図ってまいりましたが、今後さらに、優良な貸出資産の増加に注力するとともに、営業体制・審査体制の強化を図り、一層の財務体質の強化、更なる経営効率化に取り組み、利益増加を図ってまいります。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、前事業年度に23,978百万円の間純損失を計上し、当中間会計期間においても不良債権の発生と利息返還請求が高水準であったことから、5,603百万円の間純損失を計上いたしました。また、純資産の減少等により、シンジケートローン契約（平成19年9月30日現在借入金残高4,408百万円）の財務制限条項に抵触することとなりました。これらの状況により、当社は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象の存在に該当しています。</p> <p>当社は、出資法の上限金利の引下げ及び利息返還請求という厳しい状況下にあつて、当該状況を解消すべく次のとおりに対処してまいります。</p> <p>1. 収益構造の変革</p> <p>上限金利引下げに対応した収益モデルを構築するために、貸出金の継続時の与信基準を厳格化するとともに、新貸付金利に対応できる貸倒リスクの低い債権の入れ替えを図っております。また、長期的な視点にたつて、賃貸保証を主力業務とする全額出資子会社株式会社エムキャットの設立を始めとする新事業の開発に努め、将来の収益確保の礎を築いてまいります。</p> <p>2. コスト構造の変革</p> <p>このような厳しい経営環境下、利益確保のために様々な経費削減策を行ってまいります。①店舗の統廃合を実施し本社へ事務集中化することにより業務の効率を改善し、併せて本社関連経費と店舗関連経費を大幅に削減いたします。また、②今後の経営体制における事業規模に見合った適正な人員構成とするため、当社は希望退職者の募集を行います。更に、③本年6月から既に役員報酬のカットを実施しております。</p> <p>これらにより、貸出金残高の増加に依存することなく、確実に利益を追求できる体質へ転換を図ってまいります。</p>	<p>当社は、当事業年度において、23,978百万円の間純損失を計上した結果、前事業年度の当期純損失24,956百万円計上に続き当期純損失を計上し、2期連続当期純損失となりました。また、純資産の大幅な減少により、シンジケートローン契約の一部（平成19年3月31日現在借入金残高4,216百万円）の財務制限条項に抵触することとなりました。これらの状況により、当社は継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象の存在に該当しています。</p> <p>この2期連続当期純損失発生の主な理由は、①前事業年度においては、連結子会社（平成18年4月1日吸収合併）が貸倒懸念債権等の将来リスクをより厳格に見積り、回収不能額の算定方法を見直して貸倒引当金の積増しを行ったことによる損失に対し、特別損失として関係会社損失引当金21,778百万円を計上したこと、②当事業年度においては、平成18年10月13日の日本公認会計士協会による「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に基づき、前事業年度まで適用しておりました係争関係損失引当金の計上方法等の変更を行ったことで特別損失として係争関係損失引当金繰入額11,306百万円を計上したこと、③さらに、減損損失3,986百万円の計上、繰延税金資産の取崩6,071百万円を計上したこと、であります。</p> <p>当社は、当該事態を解消すべく、今後の資金調達計画や効率化施策を盛り込んだ経営計画等を策定しております。さらに、シンジケート団とは現在財務制限条項に抵触する事実をふまえた上で、継続的な取引を維持して頂く見込みであります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>3. 資金繰りの見通し</p> <p>シンジケート団とは、現在財務制限条項に抵触する事実をふまえた上で、継続的な取引を維持して頂く見込であります。また、キャッシュ面において、平成19年9月末現在の現金及び預金残高は12,099百万円であり十分な運転資金を確保していることや、過渡期である貸出債権入れ替えの過程のなかでの回収増加が、有利子負債の返済を補えるものと存じます。更に、今後の新たな事業展開のための資金調達についても検討ならびに要請を図ってまいりますので、事業の継続性及び資金繰りに問題はないものと考えております。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>今後の貸金市場は事業の採算性が従来よりも低い厳しい環境下で推移することが予想されますが、中小企業の事業資金を供給する担い手として、新しい上限金利体系に適合したローコストオペレーションや貸出債権の品質面を見極めた対応を推進していく予定です。なお、平成19年3月末現在の現金及び預金残高は18,270百万円であり十分な運転資金を確保していることや、債権流動化等の代替手段も有していることから、事業の継続性及び資金繰りに問題はないものと考えております。</p> <p>財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売 却原価は移動平均法によ り算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ _____</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基 づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売 却原価は移動平均法によ り算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設 備を除く）については、定額 法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物及び構築物 3～50年 器具備品 3～20年</p> <p>また、取得価額が10万円以上 20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方 法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（全て自社利用 目的）については、社内にお ける利用可能期間（5年）に基 づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設 備を除く）については、定額 法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物及び構築物 3～50年 器具備品 3～20年</p> <p>また、取得価額が10万円以上 20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方 法によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中 間会計期間より、平成19年4月 1日以降に取得した有形固定資 産について、改正後の法人税 法に基づく減価償却の方法に 変更しております。 これによる営業損失、経常損 失及び税金等調整前中間純損 失に与える影響は軽微であり ます。</p> <p>(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19 年3月31日以前に取得した資産 については、改正前の法人税 法に基づく減価償却の方法の 適用により取得価額の5%に到 達した事業年度の翌事業年度 より、取得価額の5%相当額と 備忘価額との差額を5年間にわ たり均等償却し、減価償却費 に含めて計上しております。 これによる営業損失、経常損 失及び税金等調整前中間純損 失に与える影響は軽微であり ます。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設 備を除く）については、定額 法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物及び構築物 3～50年 器具備品 3～20年</p> <p>また、取得価額が10万円以上 20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方 法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先債権等のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、13,075百万円であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に従って、貸付金に充当される利息返還損失見込額部分につきましては、係争関係損失引当金として計上しております。 この変更に伴い、期首時点の貸倒引当金のうち利息返還に係る債権に対応する部分2,487百万円については、貸倒引当金戻入益として特別利益に計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 係争関係損失引当金 貸金に関する係争による損失に備えるため、係争の妥結に伴い発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、係争に関連する債権のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、175百万円であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に従って係争関係損失引当金を計上しております。 この変更に伴い、期首時点における当該業種別監査委員会報告に基づく引当金計上額15,906百万円と従来の見積方法に基づく引当金計上額4,600百万円との差額11,306百万円を係争関係損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先債権等のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、8,319百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 係争関係損失引当金 貸金に関する係争による損失に備えるため、係争の妥結に伴い発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、係争に関連する債権のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、239百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、破綻先債権等のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、6,287百万円あります。 (追加情報) 当事業年度より、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に従って、貸付金に充当される利息返還損失見込額部分につきましては、係争関係損失引当金として計上しております。 この変更に伴い、期首時点の貸倒引当金のうち利息返還に係る債権に対応する部分2,487百万円については、貸倒引当金戻入益として特別利益に計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 係争関係損失引当金 貸金に関する係争による損失に備えるため、係争の妥結に伴い発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、係争に関連する債権のうち、回収不能見込額として直接減額している金額は、240百万円あります。 (追加情報) 当事業年度より、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第37号「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に従って係争関係損失引当金を計上しております。 この変更に伴い、期首時点における当該業種別監査委員会報告に基づく引当金計上額15,906百万円と従来の見積方法に基づく引当金計上額4,600百万円との差額11,306百万円を係争関係損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末においては、年金資産残高が退職給付債務を上回ったため、前払年金費用を投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては、年金資産残高が退職給付債務を上回ったため、前払年金費用を投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ヘッジ対象 金利スワップ 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社の内部規程である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
6 中間キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わな い取得日から3ヶ月以内に償 還期限の到来する短期投資か らなっております。	—————	手許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わな い取得日から3ヶ月以内に償 還期限の到来する短期投資か らなっております。
7 その他中間財務諸表（財 務諸表）作成のための基 本となる重要な事項	<p>(1) 営業収益の計上基準 営業収益のうち顧客より受領 した割引料、利息及び手数料 に関しては、時の経過に応じ て、収益を計上しております。</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 新株発行費 新株発行費は、旧商法の規 定する最長期間（3年間） で毎期均等額の償却を行っ ております。</p> <p>② 新株予約権発行費 新株予約権発行費は、旧商 法の規定する最長期間（3 年間）で毎期均等額の償却 を行っております。</p> <p>③ 社債発行費 社債発行費は、社債の償還 期限又は旧商法に規定する 最長期間（3年間）のいず れか短い期間で毎期均等額 の償却を行っております。 なお、当中間会計期間にお いて社債権者の請求により 全額を繰上償還した社債に 係る発行費は、一括償却 し、特別損失に計上してお ります。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計 処理は税抜方式によっており ます。但し、固定資産に係る 控除対象外消費税等は投資そ の他の資産の「その他」に計 上し、5年間で均等償却を行 っております。</p>	<p>(1) 営業収益の計上基準 同左</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 新株発行費 同左</p> <p>② —————</p> <p>③ —————</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 営業収益の計上基準 同左</p> <p>(2) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 新株発行費 同左</p> <p>② —————</p> <p>③ —————</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は70,181百万円であります。</p> <p>また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準及び繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間会計期間から改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 最終改正平成18年8月11日)、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成18年10月20日)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>また、従来は繰延資産として計上しておりました社債発行差金173百万円を社債から直接控除しております。</p> <p>なお、当中間会計期間において社債権者の請求により繰上償還した社債に係る発行差金は、一括償却し、特別損失に「社債発行差金償却」として計上しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は60,493百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準及び繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度において社債権者の請求により繰上償還した社債に係る発行差金は、一括償却し、特別損失に「社債発行差金償却」として計上しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建物」(前中間会計期間 11,523百万円)については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																																						
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 9,918百万円</p> <p>※2 担保資産</p> <p>イ 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">預金</td><td style="text-align: right;">4,335百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">預け金</td><td style="text-align: right;">224</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">商業手形</td><td style="text-align: right;">17,788</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">営業貸付金</td><td style="text-align: right;">55,270</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">9,343</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">5,726</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">92,689</td></tr> </table> <p>ロ 対応債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">50,366百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に返 済予定の長期 借入金</td><td style="text-align: right;">9,911</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)</td><td style="text-align: right;">900</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td><td style="text-align: right;">14,983</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">76,161</td></tr> </table> <p>また、上記以外の営業債権5,107百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。これに対応する債務は、「短期借入金」600百万円、「一年以内に返済予定の長期借入金」1,431百万円、「長期借入金」2,611百万円であります。</p> <p>※3 商業手形の流動化については、譲渡担保付借入として会計処理しており、商業手形の残高にはこの流動化における譲渡手形17,788百万円が含まれております。</p> <p>営業貸付手形の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡手形29,484百万円が含まれております。この営業貸付手形の流動化にあたっては、商業手形の流動化に伴って当社が特別目的会社に対して有する劣後債権の一部2,586百万円も併せて流動化しております。(但し、上記の流動化について譲渡担保付借入処理を行っていることから、当社の特別目的会社に対する劣後債権及びその譲渡について、会計処理は発生しておりません。)</p>	預金	4,335百万円	預け金	224	商業手形	17,788	営業貸付金	55,270	建物	9,343	土地	5,726	計	92,689	短期借入金	50,366百万円	一年以内に返 済予定の長期 借入金	9,911	一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)	900	長期借入金	14,983	計	76,161	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10,542百万円</p> <p>※2 担保資産</p> <p>イ 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">預金</td><td style="text-align: right;">2,167百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">預け金</td><td style="text-align: right;">39</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">商業手形</td><td style="text-align: right;">15,736</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">営業貸付金</td><td style="text-align: right;">39,994</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">10,336</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">6,678</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">74,952</td></tr> </table> <p>ロ 対応債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">45,557百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に返 済予定の長期 借入金</td><td style="text-align: right;">7,430</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td><td style="text-align: right;">3,066</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">56,054</td></tr> </table> <p>また、上記以外の営業債権656百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。これに対応する債務は、「一年以内に返済予定の長期借入金」589百万円であります。</p> <p>※3 商業手形の流動化については、譲渡担保付借入として会計処理しており、商業手形の残高にはこの流動化における譲渡手形15,736百万円が含まれております。</p> <p>営業貸付手形の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡手形29,618百万円が含まれております。この営業貸付手形の流動化にあたっては、商業手形の流動化に伴って当社が特別目的会社に対して有する劣後債権の一部1,944百万円も併せて流動化しております。(但し、上記の流動化について譲渡担保付借入処理を行っていることから、当社の特別目的会社に対する劣後債権及びその譲渡について、会計処理は発生しておりません。)</p>	預金	2,167百万円	預け金	39	商業手形	15,736	営業貸付金	39,994	建物	10,336	土地	6,678	計	74,952	短期借入金	45,557百万円	一年以内に返 済予定の長期 借入金	7,430	長期借入金	3,066	計	56,054	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 10,227百万円</p> <p>※2 担保資産</p> <p>イ 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">預金</td><td style="text-align: right;">3,031百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">預け金</td><td style="text-align: right;">303</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">商業手形</td><td style="text-align: right;">21,957</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">営業貸付金</td><td style="text-align: right;">45,152</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">10,591</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">6,642</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">87,679</td></tr> </table> <p>ロ 対応債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td><td style="text-align: right;">55,071百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に返 済予定の長期 借入金</td><td style="text-align: right;">8,389</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)</td><td style="text-align: right;">500</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td><td style="text-align: right;">7,159</td></tr> <tr style="border-top: 1px solid black;"><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">71,120</td></tr> </table> <p>また、上記以外の営業債権2,133百万円について、債権譲渡予約契約を締結しております。これに対応する債務は、「一年以内に返済予定の長期借入金」1,353百万円、「長期借入金」573百万円であります。</p> <p>※3 商業手形の流動化については、譲渡担保付借入として会計処理しており、商業手形の残高にはこの流動化における譲渡手形21,957百万円が含まれております。</p> <p>営業貸付手形の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡手形30,610百万円が含まれております。この営業貸付手形の流動化にあたっては、商業手形の流動化に伴って当社が特別目的会社に対して有する劣後債権の一部1,944百万円も併せて流動化しております。(但し、上記の流動化について譲渡担保付借入処理を行っていることから、当社の特別目的会社に対する劣後債権及びその譲渡について、会計処理は発生しておりません。)</p>	預金	3,031百万円	預け金	303	商業手形	21,957	営業貸付金	45,152	建物	10,591	土地	6,642	計	87,679	短期借入金	55,071百万円	一年以内に返 済予定の長期 借入金	8,389	一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)	500	長期借入金	7,159	計	71,120
預金	4,335百万円																																																																							
預け金	224																																																																							
商業手形	17,788																																																																							
営業貸付金	55,270																																																																							
建物	9,343																																																																							
土地	5,726																																																																							
計	92,689																																																																							
短期借入金	50,366百万円																																																																							
一年以内に返 済予定の長期 借入金	9,911																																																																							
一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)	900																																																																							
長期借入金	14,983																																																																							
計	76,161																																																																							
預金	2,167百万円																																																																							
預け金	39																																																																							
商業手形	15,736																																																																							
営業貸付金	39,994																																																																							
建物	10,336																																																																							
土地	6,678																																																																							
計	74,952																																																																							
短期借入金	45,557百万円																																																																							
一年以内に返 済予定の長期 借入金	7,430																																																																							
長期借入金	3,066																																																																							
計	56,054																																																																							
預金	3,031百万円																																																																							
預け金	303																																																																							
商業手形	21,957																																																																							
営業貸付金	45,152																																																																							
建物	10,591																																																																							
土地	6,642																																																																							
計	87,679																																																																							
短期借入金	55,071百万円																																																																							
一年以内に返 済予定の長期 借入金	8,389																																																																							
一年以内に償 還予定の社債 (銀行保証付 無担保社債)	500																																																																							
長期借入金	7,159																																																																							
計	71,120																																																																							

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																
<p>証券貸付債権の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡債権9,756百万円が含まれております。</p> <p>また、上記の流動化に関連して生じました流動資産の「預け金」(18,240百万円)につきましては、信用補完その他の目的により留保されたものであります。</p> <p>なお、上記の手形の流動化につきましては、当社からの手形の購入又は割引を主たる目的として設立された特別目的会社であるエヌ・エム・ユー・アセットファンディングコープ(商業手形の流動化)及びコンビネーション・ファイナンス(営業貸付手形の流動化)を通して行っており、証券貸付債権の流動化につきましては、DB信託株式会社に信託譲渡する方式で行っております。</p>	<p>証券貸付債権の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における譲渡債権3,670百万円が含まれております。</p> <p>また、上記の流動化に関連して生じました流動資産の「預け金」(18,445百万円)につきましては、信用補完その他の目的により留保されたものであります。</p> <p>なお、上記の手形の流動化につきましては、当社からの手形の購入又は割引を主たる目的として設立された特別目的会社であるエヌ・エム・ユー・アセットファンディングコープ(商業手形の流動化)及びコンビネーション・ファイナンス(営業貸付手形の流動化)を通して行っており、証券貸付債権の流動化につきましては、DB信託株式会社に信託譲渡する方式で行っております。</p>	<p>証券貸付の流動化についても、譲渡担保付借入として会計処理しており、営業貸付金残高には、この流動化における5,010百万円が含まれております。</p> <p>また、上記の手形の流動化に関連して生じました流動資産の「預け金」(20,597百万円)につきましては、信用補完その他の目的により留保されたものであります。</p> <p>なお、上記の手形の流動化につきましては、当社からの手形の購入又は割引を主たる目的として設立された特別目的会社であるエヌ・エム・ユー・アセットファンディングコープ(商業手形の流動化)及びコンビネーション・ファイナンス(営業貸付手形の流動化)を通して行っており、証券貸付債権の流動化につきましては、DB信託株式会社に信託譲渡する形式で行っております。</p>																																																
<p>※4 受取手形は、手形貸付の受取利息として受領した手形及び先日付小切手であります。</p> <p>※5 営業貸付金の主な内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>手形貸付</td> <td>99,222百万円</td> </tr> <tr> <td>証券貸付</td> <td>34,292</td> </tr> </table> <p>※6 不良債権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三カ月以上延滞債権</td> <td>29,739</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>18,853</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48,593</td> </tr> </tbody> </table>	手形貸付	99,222百万円	証券貸付	34,292	区分	金額(百万円)	破綻先債権	—	延滞債権	—	三カ月以上延滞債権	29,739	貸出条件緩和債権	18,853	合計	48,593	<p>※4 同左</p> <p>※5 営業貸付金の主な内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>手形貸付</td> <td>68,331百万円</td> </tr> <tr> <td>証券貸付</td> <td>24,109</td> </tr> </table> <p>※6 不良債権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三カ月以上延滞債権</td> <td>31,951</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>14,207</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>46,158</td> </tr> </tbody> </table>	手形貸付	68,331百万円	証券貸付	24,109	区分	金額(百万円)	破綻先債権	—	延滞債権	—	三カ月以上延滞債権	31,951	貸出条件緩和債権	14,207	合計	46,158	<p>※4 同左</p> <p>※5 営業貸付金の主な内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>手形貸付</td> <td>75,013百万円</td> </tr> <tr> <td>証券貸付</td> <td>28,871</td> </tr> </table> <p>※6 不良債権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三カ月以上延滞債権</td> <td>26,742</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>14,752</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,494</td> </tr> </tbody> </table>	手形貸付	75,013百万円	証券貸付	28,871	区分	金額(百万円)	破綻先債権	—	延滞債権	—	三カ月以上延滞債権	26,742	貸出条件緩和債権	14,752	合計	41,494
手形貸付	99,222百万円																																																	
証券貸付	34,292																																																	
区分	金額(百万円)																																																	
破綻先債権	—																																																	
延滞債権	—																																																	
三カ月以上延滞債権	29,739																																																	
貸出条件緩和債権	18,853																																																	
合計	48,593																																																	
手形貸付	68,331百万円																																																	
証券貸付	24,109																																																	
区分	金額(百万円)																																																	
破綻先債権	—																																																	
延滞債権	—																																																	
三カ月以上延滞債権	31,951																																																	
貸出条件緩和債権	14,207																																																	
合計	46,158																																																	
手形貸付	75,013百万円																																																	
証券貸付	28,871																																																	
区分	金額(百万円)																																																	
破綻先債権	—																																																	
延滞債権	—																																																	
三カ月以上延滞債権	26,742																																																	
貸出条件緩和債権	14,752																																																	
合計	41,494																																																	
<p>(注) 1 破綻先債権とは、支払の遅延、その他の事由により、債務者又は保証人からの弁済の見込みがないものとした貸付金のうち、債務者に対し法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものであります。</p> <p>2 延滞債権とは、(注1)に掲げる貸付金のうち、破綻先債権以外のものです。</p> <p>3 三カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日(期限の利益を喪失した日を含みます。)の翌日から三カ月以上延滞している貸付金(破綻先債権及び延滞債権を除きます。)であります。</p>	<p>(注) 1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>	<p>(注) 1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p>																																																

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4 貸出条件緩和債権とは、債務者又は保証人の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の減免、債権放棄その他の債務者又は保証人に有利となる取決めを行った貸付金（破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権を除きます。）であります。</p> <p>※7 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末は金融機関の休日であったため、1,975百万円の間中期末日満期手形が、流動資産の「商業手形」の当中間会計期間末残高に含まれております。</p>	<p>4 同左</p> <p>※7 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末は金融機関の休日であったため、1,775百万円の間中期末日満期手形が、流動資産の「商業手形」の当中間会計期間末残高に含まれております。</p>	<p>4 同左</p> <p>※7 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末は金融機関の休日であったため、2,185百万円の間中期末日満期手形が、流動資産の「商業手形」の当事業年度末残高に含まれております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
※1 金融費用の主要項目	※1 金融費用の主要項目	※1 金融費用の主要項目
支払利息 841百万円	支払利息 917百万円	支払利息 1,848百万円
社債利息 151	社債利息 1	社債利息 153
支払手数料 296	支払手数料 369	支払手数料 725
※2 販売費及び一般管理費の主要項目	※2 販売費及び一般管理費の主要項目	※2 販売費及び一般管理費の主要項目
貸倒引当金繰入額 2,662百万円	貸倒引当金繰入額 4,434百万円	貸倒引当金繰入額 5,781百万円
係争関係損失引当金 1,782	係争関係損失引当金 3,113	係争関係損失引当金 6,403
繰入額	繰入額	繰入額
給料手当 1,919	給料手当 1,508	給料手当 3,805
※3 営業外収益の主要項目	※3 営業外収益の主要項目	※3 営業外収益の主要項目
受取配当金 1百万円	受取配当金 1百万円	受取配当金 1百万円
※4 営業外費用の主要項目	※4 営業外費用の主要項目	※4 営業外費用の主要項目
支払利息 5百万円	支払利息 3百万円	支払利息 5百万円
社債利息 285	社債利息 7	社債利息 381
新株発行費償却 26	新株発行費償却 7	新株発行費償却 52
社債発行費償却 82		社債発行費償却 152
※5 特別利益の主要項目	※5 特別利益の主要項目	※5 特別利益の主要項目
新株予約権消却益 672百万円	固定資産売却益 2百万円	新株予約権消却益 672百万円
貸倒引当金戻入益 2,487	新株予約権付社債消却益 400	貸倒引当金戻入益 2,487
※6 特別損失の主要項目	※6 特別損失の主要項目	※6 特別損失の主要項目
固定資産処分損 5百万円	固定資産処分損 1百万円	固定資産処分損 39百万円
社債発行差金償却 625		社債発行差金償却 789
社債発行費償却 49		社債発行費償却 60
係争関係損失引当金繰入額 11,306		減損損失 3,986
		係争関係損失引当金繰入額 11,306

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	4,216,327	213	—	4,216,540
合計	4,216,327	213	—	4,216,540

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	4,216,896	497	—	4,217,393
合計	4,216,896	497	—	4,217,393

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,216,327	569	—	4,216,896
合計	4,216,327	569	—	4,216,896

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金勘定 25,319百万円 現金及び現金同等物 25,319	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 18,270百万円 現金及び現金同等物 18,270
2 重要な非資金取引 合併 平成18年4月1日に合併した日本信用保証株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。 なお、全額出資子会社との合併のため、資本金の増加はありません。 合併により引き継いだ資産・負債 流動資産 15,788百万円 固定資産 131 資産合計 15,919 流動負債 8,205 固定負債 52,550 負債合計 60,755	2 重要な非資金取引 合併 平成18年4月1日に合併した日本信用保証株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。 なお、全額出資子会社との合併のため、資本金の増加はありません。 合併により引き継いだ資産・負債 流動資産 15,788百万円 固定資産 131 資産合計 15,919 流動負債 8,205 固定負債 52,550 負債合計 60,755

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記																												
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">その他 (器具備品)</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">482百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">278</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">203</td> </tr> </table>		その他 (器具備品)	取得価額相当額	482百万円	減価償却累計額相当額	278	中間期末残高相当額	203	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">その他 (器具備品)</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">476百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">227</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">244</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table>		その他 (器具備品)	取得価額相当額	476百万円	減価償却累計額相当額	227	減損損失累計額相当額	244	中間期末残高相当額	5	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: center;">その他 (器具備品)</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">562百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">308</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table>		その他 (器具備品)	取得価額相当額	562百万円	減価償却累計額相当額	308	減損損失累計額相当額	253	期末残高相当額	-
	その他 (器具備品)																													
取得価額相当額	482百万円																													
減価償却累計額相当額	278																													
中間期末残高相当額	203																													
	その他 (器具備品)																													
取得価額相当額	476百万円																													
減価償却累計額相当額	227																													
減損損失累計額相当額	244																													
中間期末残高相当額	5																													
	その他 (器具備品)																													
取得価額相当額	562百万円																													
減価償却累計額相当額	308																													
減損損失累計額相当額	253																													
期末残高相当額	-																													
(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 同左	(注) 取得原価相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。																												
2 未経過リース料中間期末残高相当額	2 未経過リース料中間期末残高相当額等	2 未経過リース料期末残高相当額等																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">93</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">203</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">203</td> </tr> </table>		109百万円	1年以内	93	1年超	203	計	203	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">89百万円</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">189</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定 中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> </table>		89百万円	1年以内	100	1年超	189	計	189	リース資産減損勘定 中間期末残高	184百万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">116百万円</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">136</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定 期末残高</td> <td style="text-align: right;">253百万円</td> </tr> </table>		116百万円	1年以内	136	1年超	253	計	253	リース資産減損勘定 期末残高	253百万円
	109百万円																													
1年以内	93																													
1年超	203																													
計	203																													
	89百万円																													
1年以内	100																													
1年超	189																													
計	189																													
リース資産減損勘定 中間期末残高	184百万円																													
	116百万円																													
1年以内	136																													
1年超	253																													
計	253																													
リース資産減損勘定 期末残高	253百万円																													
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。																												
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">58</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">58</td> </tr> </table>		58百万円	支払リース料	58	減価償却費相当額	58	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">69百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">68</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定 の取崩額</td> <td style="text-align: right;">69</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">69</td> </tr> </table>		69百万円	支払リース料	68	リース資産減損勘定 の取崩額	69	減価償却費相当額	69	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定 の取崩額</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">253</td> </tr> </table>		125百万円	支払リース料	-	リース資産減損勘定 の取崩額	125	減価償却費相当額	253	減損損失	253				
	58百万円																													
支払リース料	58																													
減価償却費相当額	58																													
	69百万円																													
支払リース料	68																													
リース資産減損勘定 の取崩額	69																													
減価償却費相当額	69																													
	125百万円																													
支払リース料	-																													
リース資産減損勘定 の取崩額	125																													
減価償却費相当額	253																													
減損損失	253																													
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略してあります。																														

(有価証券関係)

当中間会計期間の有価証券(子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものを除く。)に関する注記は、中間連結財務諸表の注記として記載しております。

(前中間会計期間末) (平成18年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価証券			
① 株式	50	68	17
② その他	181	203	22
計	231	271	40

(注) 当該株式の減損にあたっては、当社におきまして、下記の合理的な社内基準をもちまして減損処理を行っております。

時価の下落率が50%以上の場合	減損処理を行う。
時価の下落率が30%以上50%未満の場合	前中間期末、前期末及び当中間期末において、連続して30%以上の下落率にあるものについては、原則として減損処理を行う。
時価の下落率が30%未満の場合	減損処理は行わない。

2 時価評価されていない主な有価証券

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
投資事業組合への出資	172
非上場株式	5
計	177

(当中間会計期間末) (平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(前事業年度末) (平成19年3月31日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価証券			
① 株式	52	67	14
② その他	189	216	27
計	241	283	42

(注) 当該株式の減損にあたっては、当社におきまして、下記の合理的な社内基準をもちまして減損処理を行っております。

時価の下落率が50%以上の場合	減損処理を行う。
時価の下落率が30%以上50%未満の場合	前期末、当中間期末及び当期末において、連続して30%以上の下落率にあるものについては、原則として減損処理を行う。
時価の下落率が30%未満の場合	減損処理は行わない。

2 時価評価されていない主な有価証券

内容	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
投資事業組合への出資	51
非上場株式	5
計	56

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間のデリバティブ取引に関する注記は、中間連結財務諸表の注記として記載しております。

(前中間会計期末) (平成18年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	キャップ取引 買建	3,000	0	△7
合計		—	—	△7

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(前事業年度末) (平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引関係以外については期末残高がないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

(前中間会計期間) (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(前事業年度) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合会計)

(前中間会計期間) (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(共通支配下の取引関係)

1. 企業結合の概要

①企業結合の目的

当社は、経営資源の集中による一層の効率化と、貸出金の実行から回収までを一体的に管理することによる管理回収力の強化を図るため、全額出資子会社である日本信用保証株式会社を、平成18年4月1日を合併期日として吸収合併いたしました。

②被結合企業の名称及び事業内容

名称

日本信用保証株式会社

事業内容

当社の融資先に対する信用保証業務

③企業結合の法的形式等

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併による手続き)で、日本信用保証株式会社は解散いたします。

なお、全額出資子会社との合併でありますので、新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

また、合併期日(平成18年4月1日)において同社の資産・負債及び権利義務の一切を引継いでおります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日企業会計審議会)及び「企業結合会計及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日企業会計基準委員会)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。なお、本合併に伴い発生する抱合せ株式消滅差損44,835百万円については、関係会社損失引当金戻入益44,835百万円と相殺消去しております。

(当中間会計期間) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(前事業年度) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(共通支配下の取引関係)

1. 企業結合の概要

①企業結合の目的

当社は、経営資源の集中による一層の効率化と、貸出金の実行から回収までを一体的に管理することによる管理回収力の強化を図るため、全額出資子会社である日本信用保証株式会社を、平成18年4月1日を合併期日として吸収合併いたしました。

②被結合企業の名称及び事業内容

名称

日本信用保証株式会社

事業内容

当社の融資先に対する信用保証業務

③企業結合の法的形式等

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併による手続き)で、日本信用保証株式会社は解散いたします。

なお、全額出資子会社との合併でありますので、新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

また、合併期日(平成18年4月1日)において同社の資産・負債及び権利義務の一切を引継いでおります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日企業会計審議会)及び「企業結合会計及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日企業会計基準委員会)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。なお、本合併に伴い発生する抱合せ株式消滅差損44,835百万円については、関係会社損失引当金戻入益44,835百万円と相殺消去しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 638.65円	1株当たり純資産額 499.30円	1株当たり純資産額 550.49円
1株当たり中間純損失 130.04円	1株当たり中間純損失 50.99円	1株当たり当期純損失 218.20円
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 ー円	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 ー円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 ー円
なお、潜在株式調整後1株当たり中 間純利益額については、潜在株式 は存在するものの1株当たり中間純 損失であるため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり中 間純利益額については、潜在株式 は存在するものの1株当たり中間純 損失であるため記載しておりませ ん。	なお、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益額については、潜在株式 は存在するものの1株当たり当期純 損失であるため記載しておりませ ん。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損 失金額			
中間(当期)純損失(百万 円)	14,290	5,603	23,978
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	ー	ー	ー
普通株式に係る中間(当期) 純損失(百万円)	14,290	5,603	23,978
期中平均株式数(千株)	109,890	109,890	109,890
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	2014年満期ユーロ円建 転換社債(額面総額 408百万円、潜在株式 の数55千株)ならびに B種新株予約権(新株 予約権の数14,720個) 及び第2回B種新株予 約権(新株予約権の数 10,822個)。 これらの概要は、 「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	2014年満期ユーロ円建 転換社債(額面総額 408百万円、潜在株式 の数55千株)。 これらの概要は、 「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	2014年満期ユーロ円建 転換社債(額面総額 408百万円)ならびに B種新株予約権(新株 予約権の数14,720個) 及び第2回B種新株予 約権(新株予約権の数 10,822個)。 これらの概要は、 「社債明細表」及び 「第4提出会社の状 況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(希望退職者募集)</p> <p>当社は、平成19年11月19日開催の取締役会で希望退職者の募集を決議し、当該対象者に6箇所にて二日間におたり、理解を得るために説明会を開催しました。その概要および結果は次のとおりであります。</p> <p>1. 希望退職者の募集の理由</p> <p>当社は、出資法の上限金利の引下げ及び利息返還請求に象徴される厳しい経営環境に対応すべく、収益構造の変革、コスト構造の変革等に取り組んでおります。その一環として経営資源の効率化を図るため、希望退職者の募集を行いました。</p> <p>2. 希望退職者募集の概要</p> <p>(1) 募集人数 220名</p> <p>(2) 対象者 満35歳以上の正社員 (平成19年11月15日現在満35歳以上の者)</p> <p>(3) 募集期間 平成19年11月26日から平成19年12月14日まで</p> <p>(4) 退職日 平成19年11月30日から平成20年3月31日までの間で、会社が指定する日</p> <p>(5) 優遇措置 通常支給される退職金に加え、特別加算金を支給する。</p> <p>3. 希望退職者募集の結果 応募者数 200名 (平成19年11月30日現在、正社員数648名)</p> <p>4. 特別損失の発生額 希望退職者募集に伴う特別加算金見込額421百万円は、平成20年3月期決算において特別損失として計上いたします。</p>	

(2) 【その他】

①訴訟

当社が対象となっている訴訟件数は、平成19年11月30日現在、417件であります。その殆どが、利息制限法に係る超過利息の返還請求であります。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第38期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月29日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年8月 1日関東財務局長に提出。
 - ((1) 有価証券報告書に係る訂正報告書)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 ロプロ

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 直樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロプロの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロプロ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間において多額の中間純損失を計上した。その結果、シンジケートローン契約の一部につき財務制限条項に抵触する事実が発生している。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月19日開催の取締役会において希望退職者の募集を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 ロプロ
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 秋山直樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若山聡満
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロプロの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロプロの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当中間会計期間において多額の純損失を計上した。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 ロプロ

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 直樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロプロの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロプロの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当中間会計期間において多額の純損失を計上した。その結果、シンジケートローン契約の一部につき財務制限条項に抵触する事実が発生している。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月19日開催の取締役会において希望退職者の募集を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。